

「顧客本位の業務運営に関する原則」
「プロダクトガバナンスに関する補充原則」
に対する弊社取組み状況について

2026年7月8日

原則 2. 顧客の最善の利益の追求について

- ・お客様との長期の信頼関係を構築することが重要だと考え、真にお客様の立場に立って資産運用のアドバイスが行えるよう弊社はIFAに対し営業ノルマは課していません。
- ・弊社は、IFAの行動規範である「[IFAの誓い](#)」を制定しその実践を求めています。
- ・自社でのモニタリングにより、お客様の意向に沿った取引か、過度な売買、手数料となっていないかとの観点から検証し、適宜IFAに対する確認・指導を実施しています。
- ・顧客本位の業務運営の観点からの教育・研修を強化しています。

原則 2. 顧客の最善の利益の追求について（注）

- ・IFAの不断の研鑽の機会となる複数の運用会社等による勉強会を継続的に開催しています。
 - ・また、IFAとしての技能向上につながる研修機会等を提供し、会社として、顧客の最善の利益を追求するIFAの業務支援・成功支援を積極的に実施しています。
- * 運用会社勉強会 348回※、IFA向け研修・勉強会の開催 22回※を実施しました。
- ※2025年4月～2026年3月開催分。
- ・月次のコンプライアンス研修において、「顧客本位の業務運営」に関する金商法や監督指針の改正について詳しく解説し、理解度を確認するための確認テストを実施しています。

原則 3. 利益相反の適切な管理について

- ・ 弊社はお客様との「利益相反」を防ぎ、真の意味でIFAの独立性・中立性を堅持するため、会社からIFAに対し、提案商品の推奨等を行っておりません。
- ・ 弊社では行動規範として「[IFAの誓い](#)」を制定しており、IFAが「[IFAの誓い](#)」に共感していることがお客様本位の業務運営の根幹だと考え、その実践をIFAに求めています。

原則 3. 利益相反の適切な管理について（注）

- ・ 弊社が、お客様への金融商品の販売・推奨等に伴って、商品の提供会社から委託手数料等の支払を受けることはありません。
- ・ 弊社は、グループ会社から商品の提供を受けることはありません。
- ・ 資産運用先の選定にかかる利益相反の可能性について、弊社では、法人営業部門を有しておらず、法人取引状況を考慮した資産運用先の選定に関する利益相反の可能性はありません。

原則4. 手数料等の明確化について

- ・ 所属金融商品取引業者の説明資料やウェブサイト等を使用して、お客様が負担する手数料その他の費用を、積極的にかつ分かりやすく情報提供しています。
- ・ また、よりわかりやすく説明できるよう所属金融商品取引業者との連携も図っています。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供の取組状況①



原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について

- ・ 所属金融商品取引業者の説明資料やウェブサイト等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供しています。
- ・ 弊社の基本情報等については、[「重要情報シート」](#)（金融事業者編）をウェブサイトにて公表しています。
- ・ 自社でのモニタリングにより、お客様への説明状況、お客様の理解状況を検証し、適宜IFAに対する確認・指導を行っています。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について（注1）

所属金融商品取引業者の説明資料やウェブサイト等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供しています。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について（注2）

複数の投資信託を投資対象とした投資一任契約（パッケージとしてのサービス）に関しても、所属金融商品取引業者の説明資料やウェブサイト等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供しています。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供の取組状況②



原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について（注3）

口座開設時に、資産状況、取引経験、取引目的などをお伺いし、開設後も継続的かつ積極的に情報の把握に努めています。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について（注4）

- ・ 所属金融商品取引業者の説明資料やウェブサイト等を使用して、お客様にとって重要な情報を分かりやすく提供しています。
- ・ 一部の複雑な商品については「重要情報シート」（個別商品編）を用いた商品説明に取り組んでおります。

原則5. 重要な情報の分かりやすい提供について（注5）

信用取引など、リスクの高い取引に際しては、お客様の申し込み時点において、各商品の取引経験、商品ルールを理解、リスクに対する理解、資力の確認などをさせていただいたうえで、所属金融商品取引業者に取引の可否を申請しており、さらに取引期間中も継続的に状況を確認しています。

原則 6. 顧客にふさわしいサービスの提供について

- ・口座開設時に、ご資産の状況、お取引の経験、目的などをお伺いし、お取引開始後も継続的かつ積極的に情報の把握に努めています。
- ・お客様への提案等において属性に沿った対応がなされているかについては、自社モニタリングで検証を実施し、適宜IFAに対する確認・指導を行っています。

原則 6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注1）

- ・お客様のご意向に基づき、ライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、具体的な金融商品・サービスの提案を行っています。また、長期的な視点に配慮した適切なフォローアップを行っています。
- ・お客様のライフプラン等を踏まえた資産運用を提案する際に活用できる営業ツール・資料等を所属IFAに提供しております。

原則 6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注2）

複数の投資信託を投資対象とした投資一任契約（パッケージとしてのサービス）に関しては、お客様ごとの投資方針決定のため、事前の問診を行い、サービス提供の同意を含む投資一任契約を締結したうえで、サービスを提供しています。

原則 6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注3）

- ・弊社での金融商品の組成はありません。
- ・弊社は、金融商品の販売に際し、お客様のご年齢、ご資産状況、ご経験、投資目的などの属性を十分に把握したうえで、それぞれのお客様に最適と考えられる商品をご提案しております。

原則 6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注4）

- ・信用取引など、リスクの高い取引に際しては、お客様の申し込み時点において、各商品の取引経験、商品ルールを理解、リスクに対する理解、資力の確認などをさせていただいたうえで、所属金融商品取引業者に取引の可否を申請しており、さらに取引期間中も継続的に状況を確認しています。
- ・仕組債の販売については、所属金融商品取引業者のルールに加え弊社独自のルールを定め、お客様の取引経験、商品性・リスクに対する理解、資力等を踏まえ、販売可否の判断を慎重に行っています。

原則 6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注5）

IFAとしての技能向上につながる研修機会、ライフプランから資産運用を検討する為に必要なツール、資料等を提供し、会社として、お客様の最善の利益を追求するIFAの業務支援・成功支援を積極的に実施しています。

原則 6. 顧客にふさわしいサービスの提供の取組状況③



原則 6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注6）

所属金融商品取引業者との定期的な会議を通じて、お客様の要望等の情報を共有する等、顧客本位の業務運営を実現するための情報連携を行っています。

原則 6. 顧客にふさわしいサービスの提供について（注7）

弊社では、お客様のニーズに合った金融商品をご案内するため、所属IFAに対して、所属金融商品取引業者から提供される商品情報や、商品の組成を行う投資信託委託会社の勉強会等を通じた情報提供に努めています。

原則7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等について

- ・弊社では行動規範として「[IFAの誓い](#)」を制定しており、IFAが「[IFAの誓い](#)」に共感していることがお客様本位の業務運営の根幹だと考え、その実践をIFAに求めています。
- ・所属IFA向け研修を整備し、「顧客本位の業務運営」の実践に向けての研修を実施し、また自社のモニタリングによる共有すべき事項については社内研修で繰り返し周知し、浸透を図っています。
- ・IFAとの年次の契約更新にあたっては、1年間を振り返って顧客本位の業務運営の観点から評価する仕組みを導入し、運用しています。
- ・媒介する資産残高の拡大に応じた報酬体系を導入するなど、動機づけ枠組みの効果的な手法を検討・実施しています。

原則7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等について（注）

- ・ IFA向けの定期研修において、弊社の「顧客本位の業務運営に関する方針」や取組み状況等について周知・徹底を図っています。
- ・ また、「顧客本位の業務運営」という観点でのモニタリングを強化し、IFAに対する周知・指導につなげています。
- ・ 指導したIFAに対し、改善状況を継続的にモニタリングし、未改善の場合はIFAとの契約に関わる「業務改善指導ルール」に則り、厳正な業務改善指導を実施しています。

補充原則

補充原則 1 【基本理念】

補充原則 2 【体制整備】、および補充原則 2（注1）（注2）

補充原則 3 【金融商品組成時の対応】、および補充原則 3（注1）（注2）（注3）

補充原則 4 【金融商品組成後の対応】、および補充原則 4（注1）（注2）（注3）

補充原則 5 【顧客に対する分かりやすい情報提供】、および補充原則 5（注1）（注2）

※金融庁「プロダクトガバナンスに関する補充原則」について、当社において金融商品の組成はありませんので、「非該当」となります。

